様式第１号（第５条関係）　　　　　　　　　　　（表面）

**越前市中小企業等伴走型資金融資申込書**

融資取扱金融機関の長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　 　月　 　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住　　　所(所在地） |  | 事業所名 |  |
| 電　　　話 |  | ふりがな代表者氏名 |  |
| 開業年月日 | 　　年　　月　　日 | 　 |
| 業　　　種 |  |
| 許　認　可 | 要　・　不要 | 生年月日 | 　　 　年　 　月 　　日 |
| 融資取扱 金融機関 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　支店・営業部 | 資本金 | 千円　　 |
| 従業員 | 常時 | 人 |
| 資金使途 | １ 運転資金　　２ 設備資金 | 臨時 | 人 |
| ３ 運転設備併用資金（運転　　　　千円・設備　　 　千円)※運転資金は1,000万円まで　　 | 家族 | 人 |
| 資金需要、設備投資計画（投資金額、新規雇用者計画数等）の概要、積算基礎等を具体的に記入してください。※利子補給の優遇補給対象確認にも必要となる場合があります。（信用保証協会の保証付融資は、本融資の対象になりません。） |
| 融資申込額 |  　　　　　　　　千円 |
| 借入期間 | 　　　　年(うち 　箇月据置) |
| 借入希望日 | 　　　　 年　 　月　 　日 |
| 本制度融資の利用状況 | 年度 | 金　 額 |
|  | 　　　　　千円 |
|  | 千円 |
|  | 千円 |
|  | 千円 | 融資実行日 | 　 　年　 　月　 　日 |
|  | 　　　　　千円 | 最終返済日 | 　　　　　 年　 　月　 　日　 |
| ※□非製造業・□女性創業者に関する優遇補給の要件確認書の作成を依頼します。　□不要です。 |
| 　本融資申込みに当たり、円滑に制度を運営するため、市と融資取扱金融機関と武生商工会議所又は越前市商工会とが申込人に係る情報を相互に提供し、及び提供を受けることについて、あらかじめ同意します。　利子補給の要件を満たさない場合は、利子補給金の交付を受けられないことについて、あらかじめ同意します。（創業予定者のみ）本融資申込みに当たり、申込日から３箇月以内に開業することを宣誓します。 |
| （商工会議所・商工会意見欄）(1) 申込者が、引き続き１年以上同一事業を営んでいることについて　　確認した・確認できない(2) 本融資の対象者になること（第３条関係）及び年度内の融資限度額（第４条関係）について　確認した・確認できない(3) 本申込みに係る融資の必要妥当性について　　認める・認められない　上記のとおり確認しました。　 　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　印経営指導員　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 　付記事項 |

※次のことが分かる書類を提出してください（写し可）。

(1) 市税を完納している者であること（市税に滞納なしの証明書など）。

(2) 償還能力を有している者であること（返済予定表など）。

 (3) 設備資金の融資を受ける者にあっては、具体的な設備計画を有し、かつ、市内に当該設備を設置する者であること（見積書、契約書、設計図など）。ただし、既に支払済みのもの及び手形で支払を行うものについては、設備資金の融資の対象外とする。

|  |
| --- |
| 利子補給の種類 |
|  | 一般補給 | 優遇補給 |
| 運転 | 2年1％ | 3年1.5％ |
| 設備 | 3年1.3％ | 5年1.5％ |

(4) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあっては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者であること。

※融資取扱金融機関記入欄

優遇補給の対象（ １ 既に対象である　・ 　２ 対象予定　 ・ 　３ 対象とならない ）

１又は２の場合　優遇補給の対象事業（　　　　　　　　　　　 　　 　 ）

※優遇補給の対象が非製造業による設備投資（要件あり）の場合、又は女性創業者の場合は、武生

商工会議所又は越前市商工会の要件確認書が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸付利率 | 年　　　％ |

（裏面）

優遇補給対象者一覧〔次の補助金等の対象となっている場合は、補給金の年数及び補給率が優遇されます。〕

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 優遇補給対象 |  | 市役所提出書類 |
| １ | 企業立地補助金　指定企業 | 越前市長から、融資申込日の１年前の日から初回申請を行う日までに、補助金の指定を受けていること。 | 指定通知書の写し |
| ２ | 非製造業で設備の新増設・更新を行う市内の企業（要件）当該計画が下記を満たすものであること中小企業：設備投資5000万円以上、新規雇用者3名以上小規模企業者：設備投資2000万円以上 | 武生商工会議所又は越前市商工会から、融資実行前に当該計画が要件を満たすことの確認を受けていること。 | 要件確認書※表面で作成依頼をしてください |
| ３ | まちなか出店・改装促進支援事業助成金　対象企業 | まちづくり武生㈱から、融資申込日の１年前の日から初回申請を行う日までに、補助金の交付決定を受けていること。 | 交付決定通知書の写し |
| ４ | 重点エリア商業活性化補助金　対象企業 | 越前市長から、融資申込日の１年前の日から初回申請を行う日までに、補助金の交付決定を受けていること。 |
| ５ | 越前市健康すまいる事業取組達成事業所 | 初回申請を行う日までに、認定を受けていること。 | 認定証の写し |
| ６ | 女性創業者（市内で創業又は融資申込から３箇月以内に創業予定の女性） | 武生商工会議所又は越前市商工会から、融資実行前に要件確認書による確認を受けていること。 | 要件確認書※表面で作成依頼をしてください |

各補助金、制度に関する問合せ先は下記のとおりです。

１ 産業政策課　　　　0778-22-3047

２ 産業政策課　　　　0778-22-3047

３ まちづくり武生㈱　0778-25-6802

４ 観光誘客課　　　　0778-25-6802

５ 健康増進課　　　　0778-24-2221

６ 産業政策課　　　　0778-22-3047

補給年数と補給率

優遇補給は、次の表のとおり、一般補給と比べ補給金の交付年数及び補給率が優遇されます。

|  |
| --- |
| 利子補給の種類 |
|  | 一般補給 | 優遇補給 |
| 運転 | 2年1％ | 3年1.5％ |
| 設備 | 3年1.3％ | 5年1.5％ |